明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（二〇）　二

〔省　令〕

○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務一八）　六

〔告　示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（総務二三八）　六

○平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を選任した件（中央選挙管理会九）　七

○平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を選任した件（同一〇）　七

○平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区、東北選挙区及び北関東選挙区における選挙長を選任した件（同一一）　七

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二〇三）　七

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同二〇四）　八

○卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについて認可した件（農林水産一七六六）　八

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通五二四）　八

○登録水先人養成施設の登録を変更した件（同五二五）　八

○登録水先免許更新講習の登録を変更した件（同五二六）　八

○信号符字を点附した件（同五二七）　八

○信号符字を取り消した件（同五二八）　八

○船舶国籍証書を無効とした件（同五二九）　八

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二七五）　九

○道路に関する件（中部地方整備局一二一）　九

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（近畿地方整備局一五〇）　一〇

○都市計画に関する件（同一五一）　一〇

○登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（九州地方整備局一〇七）　一〇

〔国会事項〕

内閣　法務省　諸事項　一〇

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　二

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、割賦販売法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の許可の取消処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他

三

本号で公布された法令のあらまし

◇建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第二〇号）（国土交通省）

1　定義

耐震改修の定義に、一部の除却を加えることとした。（第二条関係）

2　都道府県耐震改修促進計画等の見直し

(一)　都道府県耐震改修促進計画（以下「都道府県計画」という。）の見直し

都道府県は、都道府県計画に、次に掲げる事項を記載することができることとした。（第五条関係）

(1)　耐震診断を行わせること等が必要な病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な一定の建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2)　耐震診断を行わせること等が必要な一定の建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(二)　市町村耐震改修促進計画（以下「市町村計画」という。）の見直し

(1)　市町村計画においては、当該市町村の区域内の建築物の耐震改修等の実施に関する目標に関する事項等を定めることとした。（第六条関係）

(2)　市町村は、市町村計画に、耐震診断を行わせること等が必要な一定の建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項等を記載することができることとした。

3　建築物の所有者が講ずべき措置

(一)　次に掲げる建築物のうち一定のもの（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、耐震診断を行い、その結果を、次に定